やさシティ、まつど。
matsudo

松戸市報道資料
令和７年７月１４日

松戸市五香消防署職員の失職について

令和５年９月１４日に、松戸東警察署に強制わいせつ罪で逮捕された松戸市五香消防署職員が令和７年７月１３日に刑が確定。これにより地方公務員法に基づき失職しましたことから以下のとおり報告します。

１　対象職員

松戸市五香消防署　主事　消防士（消防隊員）２４歳　男性

２　失職となった事由

強制わいせつ罪による有罪判決確定【懲役２年６月、執行猶予４年】

３　根拠法令

地方公務員法第１６条第１号

(拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者)

地方公務員法第２８条第４項

（職員は第１６条各号（第２号を除く）のいずれかに該当するに至ったときは、条例に特別の定めがある場合を除くほか、その職を失う）

４　判決言い渡し日

令和７年２月２１日（高等裁判所：懲役２年６月、執行猶予４年）

令和７年６月２４日上告棄却（最高裁判所）

令和７年６月２７日異議申立提出

令和７年７月１３日異議申立棄却、刑が確定（最高裁判所）

５　失職となった日

令和７年７月１３日

6　事件の概要

令和５年９月１４日に、松戸東警察署に強制わいせつ罪で逮捕された松戸市五香消防署職員が、令和７年６月２４日付で最高裁判所から上告棄却、同年７月１３日異議申立棄却、刑が確定、地方公務員法に基づき失職しました。

7　今後の対策について

消防局では、毎年コンプライアンスの研修を実施しておりますが、全職員がコンプライアンスを理解するよう、更に研修を行ってまいります。また、道徳研修を実施し、公務員としてのあるべき姿について、職員への指導を徹底してまいります。

8　消防局長（林（はやしいちろう）一郎）のコメント

当該職員の行為は、公務員として人として本来あってはならず、市民の信用を著しく損なうものであり誠に遺憾であります。市民の皆様には心から深くお詫び申し上げます。今後、綱紀の粛正に努め、再発防止に向けて職員教育をはじめとする改善に取り組んでまいります。

【本件に関する問い合わせ先】
〒２７０－２２４１　千葉県松戸市松戸新田１１４－５
松戸市消防局消防総務課
☎０４７－３６３－１１１６　ＦＡＸ０４７－３６３－１１２１
✉ mcfdfsoumu@city.matsudo.chiba.jp